
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 2 号「下川町いじめ防止対策推進条例」を議題といたします。
本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第 2 号 下川町いじめ防止対策推進条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」及び平成 26 年 4 月に施行された「北海道いじめ防止等に関する条例」に基づき、本町のいじめの防止等のための対策の基本となる事項を明らかにし、児童生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的として制定するものです。

本条例は、第 1 章「総則」（第 1 条から第 9 条）

第 2 章「いじめの防止等の基本方針」（第 10 条・第 11 条）

第 3 章「いじめの防止等に関する基本的施策」（第 12 条から第 17 条）

第 4 章「いじめの防止等に関する措置」（第 18 条から第 23 条）

第 5 章「重大事態への対処」（第 24 条から第 26 条）

第 6 章「下川町いじめ問題対策連絡協議会等」（第 27 条から第 37 条）

第 7 章「雑則」（第 38 条）からなるもので、附則で平成 29 年 4 月 1 日からの施行日を規定するものです。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

委員からの「本条例は新設・政策条例であり、4 月 1 日からの施行である。予算措置とともに 3 月提案されるべきではないか。今後も同様な考え方で進めるのか。」との質問に対しまして、「学校、保護者などの責務を規定するものであり、一定の周知期間を必要とするため本議会提案となった。」との答弁がありました。

また、委員から「上川北部管内の町村ではいち早く取り組むものであり、評価する。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は児童生徒の尊厳を保持するものであり、健やかに成長できる環境の形成に寄与することから、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第2 議案第6号「下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(春日隆司君) 今定例会において、当委員会に付託を受けた、議案第6号 下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、「介護保険法」の改正により、平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防生活支援事業の一部と重複するため、対象者をそれぞれの事業に該当させるとともに、介護給付費サービスの移行による新たな利用者負担基準額の制定に伴い、一部条例を改正するもので、施行日は平成29年4月1日からとするものです。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

委員から「改正することによって事業が追加又は縮小するものはあるのか。」との意見があり、これに対して「追加又は縮小することはない。今後、在宅医療など充実させていく予定もある。」との答弁がありました。

以上、当委員会の審査の結果、「介護保険法」の改正に伴うものでもあり、原案どおり

可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第6号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第8号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けた、議案第8号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第7号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第7回目の補正予算で、歳入歳出ともに9億3,766万円を追加し、予算総額71億1,890万円とするものです。

今回の補正は、国の補正予算に伴うもの、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するものなどです。

審査に当たり、まず総務課長などから概要説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容と質疑、答弁、そして意見等について報告します。

まず、繰越明許費です。議案書 43 ページです。

第 2 表、款 5 農林業費、項 1 農業費で、畜産収益力向上クラスター推進事業 9 億 2,679 万円を計上するものです。

次に、地方債補正ですが、議案書 45 ページです。

第 4 表、追加で 33 畜産収益力向上クラスター推進事業債の限度額を 3 億 890 万円に設定するものです。

次に、歳出ですが、事項別明細書 9 ページです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 財産管理費、節 25 積立金で、道道下川愛別線歩道新設に係る土地 256.27 m²、売払い及び立木と工作物等移転補償並びにふるさと納税の増額をふるさとづくり基金積立金として 1,504 万円が計上されております。

次に 10 ページです。

款 2 総務費、項 2 企画費、目 2 地域情報化推進費、節 15 工事請負費で、北電柱移設及び新築住宅等 12 棟などへの光回線敷設工事の増額経費として 400 万円が計上されています。

次に 12 ページです。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 19 負担金、補助及び交付金で、町民税が非課税で 65 歳以上の高齢者世帯への灯油 100 リットルを支給する経費として 245 万円が計上されています。

次に 14 ページです。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生費、節 19 負担金、補助及び交付金で、町立病院運営事業に対する補助金として 2,400 万円が計上されています。

款 5 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業担い手対策費、節 19 負担金、補助及び交付金で、中心経営体 2 件が導入する農業用機械…トラクターなどです。さらに施設…ハウス 2 棟などに対する融資枠を超えない範囲での事業費 2 分の 1 以内での補助金として 1,264 万円が計上されております。

目 4 畜産業費、節 19 負担金、補助及び交付金で、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理施設の国庫補助金 6 億 1,786 万円と国庫補助残の 2 分の 1 で農業振興条例に基づく町補助金 3 億 893 万円、合計 9 億 2,679 万円が計上されております。

本事業は、国の補正予算に伴うもので、酪農家 17 戸で構成する有限会社フィードサービスが、班溪地区にフリーストール牛舎 1 棟、513 頭用など、さらに一の橋地区に育成牛舎 2 棟、320 頭用などを平成 30 年 2 月までに整備しようとするものです。事業着手から 5 年後、年間 4,696 t の生乳生産、総売上げは個体販売含め 6 億円以上、2 億 5,500 万円の事業収支を見込んでおります。下川町のこれまでの畜産振興の取組の積み上げが認められて採択となったものであり、本町の畜産業の基盤を構築するものでもあります。

委員から「今後、農協との連携を十分図るように。」との意見がありました。

次に 16 ページです。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 17 公有財産購入費で、森林組合から購入する溪和の山林 155,328 m²と立木 521 m³の購入経費として 622 万円が計上されております。

次に 19 ページです。

款 6 商工労働費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、節 13 委託料で、宿泊研修交流施設運営に関する調査経費として 160 万円が計上されております。

委員からの内容等の質問に対しまして、「宿泊研修交流施設の管理運営については、平成 28 年度末までには決定していきたい。軌道に乗せるまで万全な準備を進めていきたい。そのためにサービス向上、備品詳細、運営した場合の財務諸表など、専門家の指導を受けたい。」との答弁がありました。

節 15 工事請負費で、地域商業再生エリア施設改修等工事の経費として 1,200 万円が計上されております。

委員から「寄付ありきで進めてきたのではないか。改修する建物は既に寄付を受けているのか。寄付を受けていないとしたらなぜか。寄付は指定寄付なのか、負担付き寄付なのか。」などの質問がありました。

担当課長などから、「さきに施設の用途は高齢者サロンと説明していたが説明不足であった。高校の試験販売スペース、シェアオフィス、民間企業活用、高齢者が集まる場などを予定している。町民に理解を得たうえで寄付を受けていきたい。指定寄付である。管理運営は、社会的企業設立委員会の中から立ち上げるメンバーで組織する社会的企業が行う。」などの答弁がありました。

所管課質疑等を踏まえ、審査まとめ時、委員から「議案第 8 号 平成 28 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」に対して、修正動議が提出されました。

その内容は、歳出では、商工労働費の地域商業再生エリア施設改修等工事費 1,200 万円、歳入では、繰入金 200 万円、諸収入コミュニティ助成事業助成金 1,000 万円の計 1,200 万円をそれぞれ減額し、歳入歳出ともに 71 億 690 万円とするための予算の一部を修正しようとするものです。

その理由として、寄付の内容が曖昧であり、運営主体の実態も明らかでないなど事業内容の見直しが必要であるなどの修正案の提案説明がありました。

その後、質疑、反対・賛成意見などを求め、当委員会として、下川町の将来展望を踏まえ、旧駅前に限らず町全体のにぎわい創出を考慮すべきである。また、寄付採択基準を明確にするとともに、民間活力の醸成及び導入を図り、社会的企業の取組など地域商業再生のため新たな突破口を開くための実証は積極的に行うことを求めるものである。

これらを進めるに当たって、プランづくりから政策決定過程まで、積極的な対話を行うべきである。このことが今後のまちづくりを行う上で重要な糧となるものである。との結論に達し、採決の結果、賛成多数で「議案第 8 号 平成 28 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」の一部を減額する修正案は可決と決したところです。

その後、修正以外の予算について、質疑、反対・賛成意見などを求め、採決の結果、賛成多数で「議案第 8 号 平成 28 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」は可決と決したところでございます。

なお、歳入の説明については意見等がありませんでした。

当委員会といたしまして、一つ、「宿泊交流施設について、さきの第 5 回臨時会での附帯決議を尊重し、執行には万全を期すこと。」との意見を付すものであります。

以上、意見を付して、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位

の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願ひ
します。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから委員長報告に対する質疑
を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許し
ます。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第8号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、修正です。
議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を
求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。
提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保に繋がっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものです。

提出先は、衆・参両議院議長、並びに内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 発議第2号「大雨災害に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第2号 大雨災害に関する意見書について、提案趣旨を申し上げます。

北海道では本年8月、台風7・11・9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生しました。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがあります。このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じています。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心して元の生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされています。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、御手元の資料の八つの事項について特段の配慮を強く要望するものです。

提出先は、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第6 発議第3号「JR北海道への経営支援を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、発議第3号 JR北海道への経営支援を求める意見書につきまして、提案趣旨を申し上げます。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表しました。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになります。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるを得ません。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要となります。

よって、国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を、北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望するものです。

提出先は、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成28年第4回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後4時28分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員の皆様には、時節柄御多用のところ本定例会に御出席を賜り、議案等を精力的に審査いただきましたことに、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今回議決いただいた議案、特に補正予算に係る畜産収益向上クラスターの事業につきましては、本町の農業政策、特に畜産経営と担い手対策の根幹を支えていくものであり、本年度そして明年度にかけて、その基盤をしっかりと構築してまいりたいと考えているものでございまして、変わらぬ御指導をお願い申し上げる次第でございます。

議員の皆様をはじめ町民の皆様には、この時期、風邪などが流行しているようでございますので、健康に十分留意し、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。